

## 平成 26 年度第 4 回丹波市下水道事業運営審議会会議記録

日 時 平成 27 年 3 月 20 日（金曜日） 午後 1 時 30 分～

場 所 春日住民センター 大会議室

出席者	中尾 寛 司	里 尚	吉兼 久
	田中 延 重	西 安 五 月	荻野美代子
	中道知代子	大西かほる	吉見 温 美
	亀井 敏 数	佐 中 拓 夫	本 庄 一 郎
	和 田 克 昭		
欠席者	近藤まさ子	津 田 正 夫	

事務局 駒谷誠建設部長、田村宗治下水道課長、西山健吾管理係長、吉竹巧工務係長、井上博生業務係長、矢持竜児主査、中道裕美主査、小玉文奈主事

傍聴者 なし

### 1. 開会

（事務局）ただ今から、第 4 回審議会を開催したいと思います。年度末でお忙しい中、ご出席賜りありがとうございます。本日は、近藤委員様、津田委員様、2 名の欠席の連絡をいただいております。15 名中 13 名の出席をいただきましたので、過半数以上の出席により当審議会が成立しましたことを報告いたします。

開会に当たりまして、会長からあいさつをいただきます。

### 2. あいさつ

（会長）改めまして、こんにちは。暖かく春めいてまいりました。年度末の忙しいときにお集まりいただき、ありがとうございます。井戸水等を併用する下水道の問題につきましては、第 4 回目の会議でございますが、これまでの会議では、現状の課題ですとか、他市の状況でありますとか、丹波市の使用料の統一問題の共通認識をいただきました。審議を 3 回に渡りしました。前回は、最終的な形で、具体的な方針の中身を詰めていただいたところでございます。本日、その決定事項に基づきまして、最終的な中身を詰めていきたいと考えておりますので、どうか皆様方には、中身に基づいて、検討、審議をいただきたいと思っておりますので、積極的なご意見を賜りますようお願いいたします。ご挨拶といたします。

（事務局）ありがとうございました。続きまして、建設部長の駒谷からあいさつをいたします。

（部長）丹波市下水道事業運営審議会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。本日

は、4回目の運営審議会を開催しましたところ、何かと予定があります中、ご出席賜り誠にありがとうございます。

さて、本日の審議会につきましては、会長も言われました通り、これまで3回に渡りご審議賜りました、井戸水等を併用されている世帯の下水道使用料の算定方法について、答申に向けての最後のとりまとめをしていただきます。

井戸水等の水量については、計量ができない関係から色々な認定方法や料金算定の方法があり、決定には、大変、ご苦勞をいただいたことと考えておりますが、公正、公平な使用者負担をいただく観点から、前回、丹波市としまして、最適な算定方法を決定いただいたと考えております。

本日は、そのとりまとめとしまして、答申する内容について、どうか、的確なご指導、ご助言を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますがあいさつとさせていただきます。

〈資料確認〉

(事務局) それでは、ここから、会長に進めていただきたいと思います。

### 3. 協議事項

#### (1) 丹波市下水道使用料に係る井戸水等併用の算定について

(会長) それでは、第4回の審議会を進めさせていただきたいと思っております。次第の3. 協議事項(1)「丹波市下水道使用料に係る井戸水等併用の算定について」という項目と、(2)「丹波市下水道使用料に係る井戸水等併用の算定の答申方法について」の2項目について、進めてまいりたいと思っております。

最初に1番目であり、算定についての方から進めたいと思っております。事務局と会長、副会長との間で、内容を詰めております。委員の皆様には、内容についてご意見をいただきまして、市長に答申をしていきたいと考えております。事務局より、資料の説明をお願いします。

(事務局) 井戸水等併用の算定についての答申案について、補足をさせていただきます。まず、名称については、「丹波市下水道使用料に係る井戸水等併用の算定について(答申)」としています。一枚をめくっていただきますと、答申の主文を記載しております。そのページ以降につきましては、答申に関わります経過や審議内容となっております。3回の審議会で出ました意見等を集約しております。内容につきまして、係長から朗読いたします。その後、内容について補足をさせていただきます。

〈事務局より丹波市下水道使用料に係る井戸水等併用の算定について(答申)(案)朗読〉

(事務局) ただ今、答申案の朗読をいたしました。冒頭にも申し上げましたが、これまで、3回の審議会で委員から出た意見を集約する形で整理をしております。まず答申の主文

の部分です。答申の内容につきましては、「水道水の使用量に井戸水等のみとして算出した水量の4分の1を加算した水量とする。」との内容です。これまでの協議では、井戸水等の取り扱いの協議を行うため、井戸水等のことを先に書いた資料としていましたが、今回の答申に当たりましては、水道水を主としまして、順番を変更しております。水道水の使用量に井戸水等使用量を加算すると改めています。なお、別冊で協議参考資料として添付している資料につきましては、これまでの3回までの会議で提出した内容、その部分の修正はしておりません。井戸水等が先に来ています。

次のページです。答申にかかる協議経過や答申内容を整理しております。構成につきましては、「まえがき」、「審議内容」、「あとがき」の3部構成となっております。「まえがき」では、諮問書に記載されております、下水道事業の現状と課題を、さらに下水道使用料について審議した経過を記載し、次に市長から諮問された内容を記載しております。「まえがき」の最後の段落の「本審議会は、審議にあたり」の部分です。ここでは、「本審議会は、審議にあたり事務局から提出された資料に基づき、井戸水等の使用状況や県下他市の取り扱い等について説明を受ける中、使用者負担や公平性の観点から、慎重に審議を尽くした結果、意見を集約したので、以下審議の内容を付記して答申する。」という内容にさせていただいています。

次に、「審議内容」は、答申内容に至る協議の内容、結論に至る考え方の基になった協議の視点を箇条書きで整理しています。書き方は、「まえがき」に書いております「提出された資料に基づき」としているように、現状や、県下他市の状況を確認、認識しながら審議された経過、それぞれの項目について確認したとの表現としています。(3)、(8)、(13)、(14)の項目につきましては、前回の第3回の際に意見集約された4つの項目について、記載しています。その中で(13)のところでは、「協議の結果、A案を総意としてとりまとめた」として、総意の表記をしています。第3回の会議でB案とする意見もありましたが、審議会としてA案とするとりまとめ集約されましたので、審議会委員全体の意思とする「総意としてとりまとめた」という表現とさせていただいています。最後の(15)におきまして、とりまとめの内容を記載しています。

次に、「あとがき」です。会議の中で委員から出ておりました意見を盛り込んだ内容としています。上から4行分については、負担の公平・公正性の観点で審議されたことを入れています。5行目から10行目、2段落については、公平な負担のためには、メーターによる検量が必要との意見が出されておりました。メーターによる計量が本来であり、そうすべきである意見も踏まえる中で、算定に当たっては認定水量で使用量を定めることになったという事を入れています。11行目から13行目の第3段目は、「また、今回の取り扱いにより、少なからずの世帯において使用料が増額することとなることから」につきましては、今回の取り扱いで使用料が増額となる世帯は少なくはない、ある程度多くあるということから、「少なからず」としています。14行目から18行目につきましては、「市当局においては」というところですが、これまでの3回の会議において、使用量の把握や取り扱いについて大変難しい状況がありました。そうした協議経過を踏まえ、井戸水等併用の使用者の理解や協力を得るための広報に努めること、そのための周知期間を設けることとしまして、負担の公平性の観点からも早期の実施が必要であるが周知期間を考慮することについて記載しています。そうした意味から何年何月からと

の実施時期までの表記はしていないということでございます。最後の段落は、諮問書の中に記載されております、人口減少による下水道使用料収入の減少や施設の老朽化に伴う維持管理・改築更新コストの増加など、下水道を取り巻く経営環境は今後、ますます厳しさを増すことが予測されているところですが、第1回の会議におきまして、下水道使用料の基本料金が高いとの意見も出ておりました。この意見も含め「丹波市下水道中期ビジョンに定められた将来像の達成に向けた事業実施に努めるとともに、わずかでも使用料引き下げにつながる下水道施設の維持管理費の削減に積極的な取り組みを強く望むものである。」ということをもすびとした内容としています。

別冊資料としまして、答申内容、審議内容に関する資料を抜粋して添付しています。これらを添えまして、会長から丹波市長に答申いただく予定です。本日の資料の会長から丹波市長宛てのものが冒頭になります。それから、答申書、協議参考資料を別冊といたしまして、答申書資料と考えております。

本日はこれまでの審議を踏まえまして、答申案の内容について審議いただきまして、加える事項、削除事項、修正事項、また、言い回しの修正につきまして、意見交換をいただき、最終的な答申書として、とりまとめいただきますようお願いいたします。

(会長) 事務局より、詳しく説明いただいたところですが、答申のくくりが、「まえがき」、「審議内容」、「あとがき」という、大きなくくりで、1～3回で審議いただいた要点をまとめていただいております。

「まえがき」の部分からご質問、ご意見ございましたら、承ります。いかがでしょうか。最終的な答申の案としてご検討いただけたらと思っております。事務局からも説明がありました通り、水道水が基本となりますから、答申では表現を変えていただいております。

そのことも含めてご検討いただけたらと思っております。

(委員) 井戸水等がたくさん下水道に流れているということを強く書かなければならないところがあるのではないかと思います。

(会長) 水道水よりも井戸水等の使用が多いのは、第1回目から検討してきました。表現の仕方、井戸水等をたくさん使っているにも関わらずという意味ですね。使用料に反映されていないと。

(委員) もう少し強くということです。

(会長) そういうご意見ですが。

(事務局) 井戸水等を下水道施設に排水されても、使用料に反映されていない算定方式となっているということで、実際に量が多いとか少ないということはここでは書いていません。ただ、そうした事の不公平感が起きているから、見直しが必要であるとして諮問されて議論に入ってしまったということですので、あえて、水量のことは書き込んでおり

ません。書き込む方が大事だということであれば書き込むことになります。まず、審議会として、諮問を受けた書きぶりになっています。書くとすれば、「審議内容」に入れてもいいのかなと思います。

(会長) 協議参考資料の中には、量的なものは示されていますが、「まえがき」の中でどう表現するか、諮問の内容そのものが反映されていない部分についての審議と、そのあたりの思い、委員の思いも分かります。皆様はいかがでしょう。

(委員) 実態はそうかも知れませんが、科学的な根拠がないものを全面的に出すべきではないと思います。

(会長) 委員のご意見とは違いますが、いかがでしょうか。

今、言われているのが、真ん中のところの諮問の主旨です。諮問の内容と、ただ今のご意見とどういたしましょうか。

(委員) きつく書いたらいいと思うと言いましたが、答申における前置きですので、私の意見は取り消してください。

(会長) それぞれの委員の思いに間違いはないと思います。もともと、議会で出てきた主旨、提案の内容が、量的なもの、井戸水等を併用しておきながら、使用料に反映していないのが、スタートです。一度、表現を見直すにしても、事務局で再検討するのか、あるいは今のままでよいというご意見が多いでしょうか。

委員の意見を取り下げることになりますが。

(事務局) 委員が言われました視点といいますか、審議内容から言いますと(1)のところ、使用料としていただいていないのは19%、約3,620件あるということで、下水道使用者の中でどのくらいの割合があるのかということを確認しています。水量的にどうかについては、多いところもありますが、計算してみたら、次のページ(10)のところ、1～5人世帯なら、1.6～2.6 m<sup>3</sup>、6人～8人世帯なら、1.3～1.7 m<sup>3</sup>で、これくらいは使われているだろうと、数字的に出された分があります。このあたりが多いということで、これも確認したということで、見ていただけるのであれば、多いという表現がなくても、個々で表せているということではないかと思しますので、ご議論をお願いします。

(会長) (1)のところでの全体の割合、戸数から見た割合と、(10)の平均的な使用量で、ある程度、把握できるということで、委員から意見をいただきましたけれども、原案どおりでよろしいでしょうか。

〈「異議なし」の声あり〉

(会長) 異議がないようですので、ご意見はありましたが、現状のままいかせていただきます。

他にございませんか。

「まえがき」は、お目通しいただいて、何かあるようでしたら、最終的に全般的なことをお伺いしたらよいかと思いますので、次の「審議内容」に移りたいと思います。

審議してきた内容を(1)～(15)に列記していただいております。1回から3回までに検討してきた内容ですが、ご意見がありましたらお願いします。

(会長) (12)のA案かB案かの協議を求めた時、だいたいの方がA案で、同意いただいて、総意だと事務局はされていますが、その表現でよろしいでしょうか。

(事務局) すみません。(11)ですが、日本下水道協会のところですが、(12)のところと同じように1文字ずらす修正をしたいと思います。

(会長) よろしいですか。文章の表現のところだと思いますが。

(事務局) (15)のとりまとめのところの体裁ですが、次のページに続いておりまして、2行を次のページに改行をさせていただきます。

(会長) その方が分かりやすいということですね。事務局からありましたのは、(15)から、次のページに送りたいということですね。よろしいですか。

見やすいということです。

他、ございませんか。

(事務局) 先ほどの(15)を改行しまして、次のページの頭に2行がきます。それと、表の書き方ですが、表の項目のタイトルが左寄せになっていますが、真ん中に寄せます。

(会長) 真ん中に寄せるということですね。

(委員) 使用水の区分として認定水量がありますが、よく分かりません。表の中で認定水量が表記されていますが、規則の中では認定水量(立方メートル)と表記されていますが、表には、表記されていません。

(事務局) すみません。協議参考資料2に、丹波市下水道条例施行規則の表があり、その中に処理区、使用水の区分、認定水量(立方メートル)とあります。今回の表は、ここに入ってくることとなります。この表の中を書き換えるということとなります。認定水量の後に立方メートルを入れるべきではないかという委員の意見です。

(会長) 第28条の内容が変わるということですね。委員、それでいいですか。

(委員) はい。

(会長) 立方メートルのところはそれで分かるということになるということで、よろしいですか。

(事務局) 諮問に対して答申を受けて、市長はどうするかということで決定します。言われたように、見やすくするイメージから、規則の中の表をイメージしたものに置き換え、井戸水等の表も含めて入れた方が分かりやすくなれば、改めていきます。

(会長) 第 28 条の部分が変わるということですか。

(事務局) 規則改正は別途行っていきます。その部分だけを抜き出した表し方をしています。

(会長) 第 28 条の部分を変えていきますという方がおかしくないのではないのでしょうか。答申してから、規則を変えられるということですね。変えられることがとりまとめということではないのでしょうか。それはおかしいのでしょうか。

(委員) 審議会の答申を受けて、規則改正は市がすると思います。

(会長) 改正は別で、答申を受けて、市がされることですね。

(事務局) 第 28 条を改めるのは市の作業となります。表の部分だけ、入れさせていただくということなら修正できます。こういう内容で答申するということになります。

(会長) 委員からご意見がありました、(15) の表の中身を分かりやすく表現するということでご理解いただけますでしょうか。

よろしいでしょうか。

異議がないようです。もう少し分かりやすく表現するために表の内容を詳しく入れるということです。

他はございませんか。

(委員) 1 人当たりの平均値が出ていますが、(12) で  $2 \text{ m}^3$  と挙がっています。  $2 \text{ m}^3$  は分かるのですが、  $1/4$  がどのように出たのか分かりにくいです。前回、説明を受けた時に、資料の 11 ページに丹波市の平均使用量が  $1/4$  に相当するということが書いてあり理解をしましたが、その説明がないので理解しづらいです。

(事務局) 協議参考資料の 11 ページの中ほどの、「認定水量  $\times 1/4$ 」で、1 人で  $2.5 \text{ m}^3$ 、2 人で  $2.0 \text{ m}^3$  とした表がありますが、その表を入れさせていただきますでしょうか。

(委員) 2 m<sup>3</sup>は分かりますが、なぜ、1 / 4なのかが分かりにくいです。

(事務局) 認定水量の1 / 4が、実態として使われている、(15)の水量見合い分だと分かるようにしようとすれば、認定水量の1 / 4は、1人では、いくら、2人ではいくらという表の追加をさせていただければ、比較ができると思います。

(委員) それはよいと思いますが、なぜ、1 / 4なのか、初めて聞いた者は分かりにくいです。

(事務局) 使用者に今後、答申に基づいて、当然、説明をしていかなければなりません、答申の中の考え方は11ページが一番大事なところになると思いますので、確認したということだけでなく(12)のところの下に、考え方を入れさせていただくほうがよいということですね。

(事務局) 議論いただきたいのですが、答申書の(12)にA案、B案と書いています。A案の水道使用量+「認定水量×1 / 4」の下に参考資料11ページのA案の考え方、それと、「認定水量×1 / 4」とした表を入れさせていただきます。B案については、11ページのB案の補足をさせていただくことで、ある程度、どのような考え方が分かるように入れさせてもらったらと思います。

(会長) 事務局の方から話がありました、A案とB案のそれぞれの説明を、参考資料の11ページの表、(1)概ね1 / 4に相当するとする根拠の表と、B案の2 m<sup>3</sup>の考え方を入れていくということですね。そのような事務局のご意見です。

(委員) ページが増えますね。

(会長) ページが増えますけども仕方がないと思います。委員からご意見いただいた(12)のA案の1 / 4は、このままでは理解しにくいというご意見がありますので、参考資料のA案、B案それぞれ11ページの要点、A案は表を挿入するとか、B案の考え方の説明を入れていただくということをお聞きしましたが、それについて、いかがでしょうか。(13)の1 / 4を総意としてとりまとめたということと結びつくようにするとのことですね。

(事務局) そうです。

(会長) そのようにさせていただくことで、異議はありませんか。

〈「異議なし」の声あり〉

(会長) ありがとうございます。他に何かございませんか。



(事務局) 先ほど、(12) のA案、B案のところに1 / 4の考え方、2 m<sup>3</sup>の考え方を入れるということで、ここが大切なところなので、体裁をこれから作ってきます。後ほど、見ていただきたいと思います。(10) の1人から5人世帯の水量差の表記をしていますが、こちらも参考資料の11ページの再掲(P 8)、井戸水等の平均使用量を出した表があります。その表をここに入れる方が、A案の1 / 4には表を入れていますが、世帯ごとの水量が出るので、表にする方が分かりやすいのではないかと思います。どうでしょうか。

世帯ごとのm<sup>3</sup>数が出ていますので、表にする方が分かりやすいと思いますので、修正させていただけたらと思います。

(会長) 参考資料を添付して答申するのですね。

(事務局) そうです。

(会長) 表現の仕方は、11ページの問題や、8ページの問題を、別紙参考資料としてもまとまるのではないかと思います。いかがでしょうか。

(委員) 答申書をどこでどういう使い方をするのが問題だと思います。細かいことをつけるより、さっとおさえておかないと。素人に細かいことが考えられるはずがないと思います。細かくすればするほど、事務局が案を出してきたということになるので、このままでよいと思います。

細かな部分は市が議会で説明されたらよいと思います。

(委員) 2 m<sup>3</sup>を説明しておかなければならないと思います。

(会長) (10) のところですか。

(事務局) (10) の「・」の2つ目の下に1人当たりの平均値の括弧の後ろに、「別紙協議参考資料8ページ参照」と入れさせていただきます。後で資料を直したものを持っています。

(会長) 参考資料を添付されますので、別途参照として入れていただくことにしたいと思います。

他にございませんか。なければ、「あとがき」のところへ進んでいきたいと思います。ご意見ございましたらどうぞ。

負担の公正、公平性からということとか、周知の期間の問題とか、コスト低減、将来の維持管理についてのことを表現いただいております。

(委員) 使用者の方の管理状況を改めるということの問題はないのでしょうか。使用のマナーはできているのですか。

(事務局) 井戸水等のことでなく、全般的なことですか。

全般的なことと言いますと、流されるものの中に、本来流してはいけないもの、例えば、布等を流されて、異物が入り、中継ポンプに溜まることがあります。

(委員) 審議会では、そういうことに力を入れて、活動をしてほしいと思います。

(事務局) 汚水を送っている中継ポンプがありますが、ポンプ能力があまり大きくないので、布等が絡まって、ポンプが動かなくなることがよくあります。注意喚起をできるだけしていきたいと思っています。髪の毛が多く入って、機械に巻きつきます。それまでに、スクリーンで大きなごみを取りますが、すり抜けて、巻きつきます。そういったもので、機械が痛みます。

(会長) そうした異常は、頻繁にありますか。

(事務局) 結構あります。

(会長) 先ほどのご意見は、使用料だけのことでなくて、中に入れていただく必要があるとのご意見だったのですが。

(事務局) 今言われたことは、使用者に対してのことですので、広報で周知をしていく必要があると考えています。答申書は市に対してで、使用者に対してではないので、そうしたことを周知しなさいということを入れるとすれば、そのような内容となります。

(事務局) 使用者に対し、PRをしてくださいと委員から言ってもらうのがいいと思います。

(事務局) そうしたことでの故障の原因となり経費がかかってくるので、そうした経費を含めた経費の節減の周知をする必要がありますとの書き込みになるかと思います。

(委員) 「あとがき」も含めて市長に出されますね。説明責任を求めるとか強く望むものであるとされていますが、誰に対してのものでしょうか。市長に対して求める、望むということ伝えるということですか。

(事務局) 下水道事業は市長が管理者ですので、市長に対して求める、望むということとなります。

(会長) 表現の仕方ですね。

(委員) 気持ちが強いということを経理に伝えるということで、このような表現となったと思うのですが。

(事務局) そうです。

(会長) 他にご意見はございませんか。

ありがとうございました。全般を通して、補足が必要なところがありましたら、ご意見をいただけたらと思います。

(事務局) 全体的な構成としまして、井戸水等の使用についての答申として、「最後に」というのは、井戸水等のことのみでなく全般的なこととして入れています。委員が言われたことを入れていくというなら、文章表現は、正副会長と相談させていただくとして、入れるかどうかについて確認していただければと思います。

(会長) 井戸水等の併用に対しての諮問をいただいているわけですけど、普段考えられないような異物が混入する中、設備の維持管理をしていく上での表現の仕方を強くしたり、市民に訴えたりすることの表現を加えるということで、ご意見をいただけたらと思います。表現を変えさせていただいてもよろしいでしょうか。異議はございませんか。

(委員) 審議会の性格としては、市に諮問を受けるということについてですので、諮問の域を超えるかも知れません。

(会長) 諮問の域を超えるという内容かも知れませんが、人口減少による使用料収入の減少でありますとか、施設維持管理が大事だということを入れていただいています。そこに入れるのがいいのかという、そのような意見ですが。

(会長) それでは、事務局にご検討いただいておりますでしょうか。

(委員) 会長、副会長がまとめなければならないと思います。

(会長) 会長、副会長も含めましてまとめていきます。検討することにしでしょうか。全般として他に何かございませんか。

貴重なご意見をたくさんありがとうございました。

それでは、今の項目につきましては、事務局で修正をいただきます。

次に進んでいきたいと思いますがよろしいでしょうか。

## **(2) 丹波市下水道使用料に係る井戸水等併用の算定の答申方法について**

(会長) 丹波市下水道使用料に係る井戸水等併用の算定の答申方法について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局) 先の会議でもお知らせをさせていただいておりましたが、答申案がまとまりましたら、会長、副会長に代表していただきまして、市長に答申いただくということによろしいでしょうか。

〈「異議なし」の声あり〉

(事務局) それでは、3月中の日程で、市長の予定をおさえたいと思います。先ほどの意見等もございますので、会長、副会長に確認いただいて、事後承諾となるかも知れませんが、最終案は郵送させていただくことでよろしいでしょうか。

(会長) 今、事務局から提案がありましたように、先ほど、この席で修正を加えて見ていただくということでしたが、間に合わなければ、後ほど、会長、副会長とで最終的なまとめをして、答申をしていくということですが、異議はありませんか。

〈「異議なし」の声あり〉

(会長) 事務局と副会長と私を交えて、答申書をまとめていきたいと思いますのでよろしくお願いたします。市長の日程を調整した上で、できれば年度内に答申していきたいと思っております。ありがとうございました。

議題としましては(2)まで終わりました。

短い期間で、理解が難しい中で、皆様方、熱心にご協議いただきまとめることができました。本当にありがとうございました。

それでは、今日の議題は、これで終わりたいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

(委員) 聞いておきたいのですが、豪雨災害のときに、マンホールから泡や水が出てきたところがありました。どういったものですか。

(事務局) 床上浸水、床下浸水等の被害に遭われたご家庭があります。下水の管に雨水が直に流れ込み、処理場に入ってきたり、中継ポンプに入ってきたときに、中継ポンプの能力以上の雨水の流入により管の中に溜まった分がマンホールを押しあげて、隙間から、汚水というよりも、雨水が出たりということがあったのではないかと思います。

(委員) 何ですかと聞かれたことがありましたので。

(事務局) 黒井浄化センターも地下1階に水が入ってきた状況でありますので、水位が地上の所まで上がった状態でもありました。

(会長) よろしいでしょうか。ありがとうございました。事務局の方、お願いします。

(事務局) 年度末のお忙しい中、審議をいただきありがとうございました。最終の答申案については、事務局で最終調整しまして、会長、副会長に見ていただいて、3月中の予定で、送らせていただきます。

ただ今、答申案の修正ができました。「あとがき」の部分は修正できておりませんが、

それ以外のところの修正をしてきた資料をお配りいたします。

「まえがき」のページの(10)を見て下さい。一人当たりの平均値の後ろの※あたりに「平均値」、「8ページを参照」というのを入れました。それから、(11)のタイトルの下、「日本下水道協会」のところをずらしました。それから、(12)A案の下に考え方から表までを加えました。B案の下、考え方から3行を付け加えました。それから(15)審議会のとりまとめの中の表中です。「使用水の区分」を中央に持っていき「認定水量」をセンタリングしています。それから、「あとがき」に使用方法については、文言を考えまして、付け加えをさせていただきます。体裁がずれていますので、微調整させていただきます。

(会長) 早くまとめていただき、ありがとうございました。

それでは、最終的な答えの差し替えや、もう一度よく見直さなければならぬところが出てくるかも知れませんがよろしく願います。答申については、副会長と共に行わせていただきたいと思います。

今回の下水道の井戸水等併用に関する諮問に関しまして、本日の第4回目をもって終了させていただきたいと思います。

審議に当たりましては、当初から、下水道使用料の基本的なことから始めさせていただきまして、大変難しい課題について、慎重な審議をしていただきましたこと、この場をお借りしまして、厚くお礼をさせていただきます。できましたら、3月中に市長との調整をさせていただきまして、答申させていただきたいと思っております。

それではこれで終えたいと思っております。副会長から閉会のあいさつをお願いします。

#### 4. 閉 会

(副会長) 今回の審議は、「井戸水等による併用についての下水道使用料の算定について」という、他市でも取り扱いがわかれておりまして、大変判断が難しい諮問内容でした。委員の皆様には4回にわたりまして、熱心に意見や議論をいただき、こうして、答申内容をとりまとめることができたと思っております。

最後まで、慎重、審議いただきましたこと、厚く感謝申し上げます、閉会のあいさつとさせていただきます。

それでは、これにて、閉会させていただきます。皆様大変お疲れ様でした。ありがとうございました。気を付けてお帰り下さい。

終了時間 午後3時15分